

4 育児中の女性等が受講しやすい訓練環境の整備の推進

勸告	説明図表番号
<p>政府は、「女性活躍加速のための重点方針 2015」（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定。以下「重点方針 2015」という。）において、「人口減少社会を迎える中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である」としている。</p> <p>また、重点方針 2015 では、「すべての女性が輝く社会」の実現に向けて、働きたい女性が仕事と育児等を両立できるよう、育児休業取得者を復帰させた事業主に対する支援の拡充等が推進すべき施策として掲げられている。</p> <p>さらに、重点方針 2015 には、公的職業訓練を受講する際の託児サービス支援や短時間訓練（注 1）の拡充が掲げられており、職業訓練における育児中の女性等が受講しやすい環境の整備が進められている。</p> <p>（注 1）1 日当たりの訓練時間を通常の 5 時間よりも短くした訓練であり、小学校低学年の子どもが帰宅する時間や保育所への迎えの時間までに訓練を終えなければならないなど、長時間の訓練を受講することが困難である者の受講を可能とするもの。</p>	<p>表 2-4-1</p>
<p>（公共職業訓練）</p> <p>離職者訓練のうち委託訓練については、訓練の受講によって就学前の児童を保育することができない者に対し、訓練期間中に託児サービスを提供する訓練（以下「託児サービス付き訓練」という。）（注 2）及び短時間訓練（注 3）が実施されている。</p> <p>一方、離職者訓練のうち施設内訓練については、ものづくり分野における女性の活躍推進を目的として、平成 27 年度から託児サービスの提供が可能とされている（注 4）。</p>	<p>表 2-4-2</p> <p>表 2-4-3</p> <p>表 2-4-4</p>
<p>なお、施設内訓練についても 1 日当たりの訓練時間に関する規定がないため、短時間訓練を実施することが可能となっている。</p> <p>（注 2）委託訓練実施要領（平成 13 年 12 月 3 日付け能発第 519 号厚生労働省職業能力開発局長通知）において、訓練受講者に託児サービスを提供する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費が国から都道府県を通じて支給されることが規定されているため、訓練受講者は無料（食事代、おむつ代等については、保護者の負担とすることができる。）で託児サービスを利用することができる。</p> <p>（注 3）職業能力開発促進法施行規則第 11 条において総訓練時間が 12 時間以上であることとされているほか、委託訓練実施要領において訓練コースの種類ごとに総訓練時間や 1 か月当たりの訓練時間が規定されているものの、1 日当たりの訓練時間に関する規定はない。このため、1 日当たりの訓練時間を 5 時間よりも短くすることができる。</p> <p>（注 4）「施設内訓練に係る託児サービス付加事業の実施について」（平成 27 年 3 月 26 日付け能発 0326 第 3 号・能発 0326 第 4 号厚生労働省職業能力開発局長通達）によって、訓練受講者に託児サービスを提供する機関に対して、託児サービスに係る経費を国が（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構又は都道府県を通じて支給することとしたため、訓練受講者は無料（食事代、おむつ代等については、保護者の負担とすることができる。）で託児サービスを利用できるようになった。</p>	
<p>（求職者支援訓練）</p> <p>平成 26 年度に開講した求職者支援訓練の受講者 5 万 5,003 人のうち、女性は 3</p>	<p>表 2-4-5</p>

<p>万9,247人となっており、求職者支援訓練の受講者の約7割を女性が占めている。</p> <p>また、「求職者支援制度利用者調査－訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の結果より」（平成27年2月24日第13回中央訓練協議会資料）によると、平成24年9月開講コースの求職者支援訓練において、子どもがいる女性は、有効回答が得られた女性受講者3,350人のうち、1,453人（43.4%）となっており、求職者支援訓練の女性受講者の約半数を占めている。</p>	<p>表2-4-6</p>
<p>求職者支援法第12条では、安定所長は、特定求職者に対して求職者支援訓練又は公共職業訓練等の受講を指示するものとされており、特定求職者が公共職業訓練を受講することは可能であるものの、調査対象とした33安定所において、平成25年度に求職者支援訓練又は公共職業訓練に受講あつせんされた特定求職者8,719人のうち、求職者支援訓練に受講あつせんされた者は7,611人（87.3%）、公共職業訓練に受講あつせんされた者は1,108人（12.7%）となっており、特定求職者の多くは求職者支援訓練に受講あつせんされている状況がみられた。</p>	<p>表2-1-7（再掲）</p>
<p>しかし、求職者支援訓練では、託児サービス付き訓練を実施する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費を国が支給する制度がなく、短時間訓練についても、求職者支援法施行規則第2条によって1日当たりの訓練時間は原則として5時間以上6時間以下と規定されていることから、制度上実施することができない状況となっている。</p>	<p>表2-4-7</p>
<p>今回、21都道府県、21職業訓練支援センター及び33安定所における育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備状況を調査した結果は、以下のとおりである。</p>	
<p>(1) 託児サービス付き訓練</p>	
<p>21都道府県のうち、委託訓練で託児サービス付き訓練を実施しているものは、平成23年度が5都道府県、24年度が7都道府県、25年度が11都道府県、26年度が10都道府県とおおむね横ばいで推移しているが、これらの都道府県で実施された託児サービス付き訓練の託児利用者は、23年度が137人、24年度が211人、25年度が285人、26年度が333人と増加している。</p>	<p>表2-4-8</p>
<p>また、施設内訓練では、平成26年度まで、託児サービス付き訓練は実施されていなかったことから、当省が実地調査を行った26年度時点において、職業訓練支援センター及び都道府県からは、託児サービス付き訓練を実施していない理由の一つとして、託児サービスに係る経費が国から支給されないことが挙げられたが、前述のとおり、27年度から施設内訓練においても託児サービス付き訓練を実施する訓練実施機関に対して、託児サービスに係る経費が支給されることとなった。</p>	
<p>一方、求職者支援訓練では、33安定所のうち4安定所において、以下のとおり、子どもの預け先がないこと等から訓練の受講を断念する例がみられた。</p>	
<p>① 就学前の児童がいる求職者が求職者支援訓練（医療事務・調剤科）の選考試験に合格したものの、訓練期間中に保育所等の子どもの預け先が見付からず、訓練の受講を断念した。（西尾安定所）</p>	

<p>② 託児サービス付き訓練の受講を希望した者がいたものの、該当する訓練がなく、受講を断念した。（名古屋東安定所、高松安定所、観音寺安定所）</p>	
<p>(2) 短時間訓練</p>	
<p>21 職業訓練支援センター及び 21 都道府県のうち、1 都道府県では、平成 25 年度から委託訓練において、短時間訓練を実施している。</p>	表 2-4-9
<p>同都道府県では、家事・介護等のためにこれまで訓練を受講できなかった女性の就業を促進することを目的として、平成 25 年度は合計 4 コース（各コースの定員は 20 人）の短時間訓練が実施され、定員 80 人に対して 76 人が受講（定員充足率 95.0%）し、修了者等 73 人のうち 54 人が就職（就職率 74.0%）している。</p>	
<p>また、委託訓練において、平成 26 年度までは、短時間訓練を実施することで 1 か月当たりの訓練時間が 100 時間未満となる場合は、原則として、委託費は訓練時間の割合に応じて支給されていた。しかし、平成 27 年度から、育児等によって 1 日当たりの訓練の受講時間に一定の配慮が必要な者を訓練対象者とした「育児等との両立に配慮した再就職支援コース」が創設され、1 か月当たりの訓練時間が 80 時間以上であれば委託費が全額支給されることとなり、短時間訓練を実施しやすい環境が整備された。</p>	表 2-4-2（再掲）
<p>一方、求職者支援訓練について、調査対象とした安定所の中には、訓練時間が 5 時間以上の訓練では、訓練の終了時間が遅くなってしまうため、i) 小学校低学年の子どもが帰宅までに間に合わないとして受講を断念した例や、ii) 保育所への迎えの時間に間に合わないとして受講を断念した例がみられた。</p>	
<p>このような子どもの預け先がないこと等から訓練の受講を断念する事例がみられたことから、育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備に当たっては、託児サービス付き訓練や短時間訓練に関する受講希望者の要望や受講者の利用状況等について適切に把握することが必要であると考えられる。</p>	
<p>【所見】</p> <p>したがって、厚生労働省は、育児中の女性等が職業訓練を受講しやすい環境の整備を図る観点から、求職者支援訓練における託児サービス付き訓練や短時間訓練について、求職者支援訓練におけるニーズの把握を行い、その結果及び委託訓練における利用動向を踏まえつつ、導入を検討する必要がある。</p>	

表 2-4-1 「女性活躍加速のための重点方針 2015」（平成 27 年 6 月 26 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）（抜粋）

人口減少社会を迎える中で、我が国の持続的成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠である。「女性の力」の発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい社会づくりにつながる。

平成 24 年 12 月に発足した第 2 次安倍内閣以降、「すべての女性が輝く社会」の実現を政府の最重要政策の一つと位置付け、成長戦略の一環として経済界を始め各界各層を広く巻き込んで取組を進めてきた。その結果、国民の間での機運がこれまでになく高まっており、日本社会は明らかに変わり始めている。更には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案（以下「女性活躍推進法案」という。）の成立後には国や地方公共団体、企業が取組が更に加速することが期待される中で、この機を逃さず、これまでの延長にはない新たな発想で、国を挙げた取組として、女性活躍の取組を加速させる必要がある。

このような認識の下、この重点方針では、女性の活躍を加速させるため、今後、重点的に取り組むべき事項について、各分野における政策・方針決定過程への女性参画拡大、課題解決を主導する女性の育成、活躍を支える法制度や生活空間も含めた環境整備という観点から取りまとめた。

ここに掲げる政策を、できるものから速やかに着手し、政府を挙げて強力で推進する。このほか、「産業競争力の強化に関する実行計画（2015 年版）」（平成 27 年 2 月閣議決定）に基づく女性の活躍推進に係る施策を着実に実行する。

1・2 （略）

3 女性活躍のための環境整備

(1)・(2) （略）

(3) キャリアの断絶を防ぐための継続就業支援、非正規雇用への対応

M字カーブ問題がまだ解消されておらず、出産や子育て、介護等の理由により就業を希望しながら就業できていない女性が約 300 万人存在する中で、働きたい女性が仕事と出産・子育て・介護等の二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、キャリア断絶の防止に向けた支援を進める。

同時に、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状を踏まえつつ、非正規雇用労働者の処遇改善や、不本意非正規の正社員への転換などに向けた一層の取組を進める。

① 出産、育児、介護などのライフイベントによる女性のキャリア断絶を防ぐため、以下の取組を強化・実施する。

- ・ 少子化社会対策大綱（平成 27 年 3 月 20 日閣議決定）に基づき、消費税財源から確保する 0.7 兆円程度を含め、1 兆円超程度の財源を確保し、子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育・子育て支援の「量的拡充」及び「質の向上」を図る。また、教育・保育施設等における事故を含め、子供の事故防止に向けた取組を推進し、女性が安心して子育てできる環境を整備する。
- ・ 育児休業後の円滑な職場復帰による継続就労を支援するため、育休復帰支援プログラム

の拡充に加え、育児休業中・復職後の能力向上のための職業訓練を実施した事業主に対する支援を拡充するとともに、代替要員を確保し育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主への支援を拡充する。

・ 専業主婦も含めた、育児等で離職した女性の再就職が円滑に進むよう、公的職業訓練において、育児等と両立しやすい短時間訓練コースや訓練受講の際の託児サービス支援を拡充する。

・ 介護離職の防止に向けて、介護休業制度の従業員への周知強化、分割取得の在り方、介護期における柔軟な働き方の推進策、介護休業取得時の経済的負担軽減の在り方など、介護休業・休暇の取得促進に向け法的措置も含めて必要な対応を検討する。

・ 晩婚化・晩産化の進展に伴い増加が見込まれる、一人の女性に育児と介護の負担が同時にかかる、いわゆる「ダブルケア」問題の実態について調査を行い、その結果等も踏まえ、必要に応じて、負担の軽減の観点からの対策の検討を進める。

② 非正規雇用労働者の正社員との均等・均衡待遇、非正規雇用労働者から正社員への転換、非正規雇用労働者に対する育児・介護休業制度の周知徹底及び利用環境の改善を含め、非正規雇用労働者に対する総合的な支援を強力に推進する。

③ 特に中小企業における女性の活躍推進を図るため、育児を行う労働者が安心して育児休業を取得し職場に復帰できるよう、育児休業中の代替要員を確保しやすくするための取組を強化する。(再掲)

同時に、中小企業と主婦等を含む女性人材とのコーディネートに向けた取組の推進や、中小企業側の女性人材受け入れのための体制整備に対する支援を進める。

(4) ～ (6) (略)

4・5 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-4-2 「委託訓練実施要領」(平成 13 年 12 月 3 日付け能発第 519 号厚生労働省職業能力開発局長通知)(抜粋)

第 1 章 委託訓練に共通する事項

第 1～第 7 (略)

第 8 訓練時間及び訓練期間

(1) 知識等習得コース

総訓練時間については 300 時間を標準とし、50 時間以上(資格取得を主な目的とするものであり、これ未満の時間を設定することが適当であるものは、この限りではない。ただし、能開則第 11 条の 5 の規定のとおり、総訓練時間が 12 時間以上であること。)であること。なお、訓練期間は 1 年以下とする。

知識等習得コースのうち、母子家庭の母等の職業的自立促進コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースを単独又は両コースを併せて実施する場合は、月あたりの標準訓練時間を 80 時間とすることができる。

(2) 実践的人材育成コース

訓練期間は、1年を上限に、6か月～1年を標準とすること。

(3) 資格取得コース

訓練期間は2年以下とする。

(4) 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース

総訓練時間が50時間以上であること。なお、訓練期間は2か月以下とする。

(5) 刑務所出所者向け職業訓練コース

総訓練時間が50時間以上であること。なお、訓練期間は1年以下とする。

(6) 定住外国人向け職業訓練コース

総訓練時間については知識等習得コースに準ずるものであること。

(7) 帰国拉致被害者向け職業訓練コース

総訓練時間については知識等就職コースに準ずるものであること。

(8) 建設人材育成コース

総訓練時間については50時間以上であり、月あたりの標準訓練時間は100時間とする。また、総訓練時間の3分の1は就職支援、ビジネスマナー等を含めた座学とすること。

(9) 日本版デュアルシステム（委託訓練活用型）

① 座学先行コース

訓練期間は6か月を上限に4か月を標準とすること。

② 企業実習先行コース

企業実習及びフォローアップ訓練の期間について、それぞれ3か月を上限とし、企業実習については2か月以上でかつ総訓練時間が150時間以上とするが、企業実習とフォローアップ訓練を合わせてセットする場合には、その合計訓練期間が2か月以上でかつ総訓練時間が150時間以上とすること

※ 入校式や修了式は訓練時間から除くこと。なお、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングについては、訓練時間に含めて差し支えないこと。

第9 委託費

(1) ～ (9) (略)

ただし、1月当たりの訓練時間が100時間未満のもの（上記(3)については除く。また、知識等習得コースのうち、母子家庭の母等の職業的自立促進コース、育児等との両立に配慮した再就職支援コースを単独又は両コースを併せて実施する場合は、1月当たりの訓練時間が80時間未満のものとする。）にあつては、上記の価格を訓練時間の割合で按分する。なお、1単位時間を45分以上60分未満とする場合にあつては、当該1単位時間を1時間とみなす。

なお、訓練実施経費の委託単価を上記の金額を超えて設定しようとする場合は、厚生労働省への事前協議を必要とするものであること。

第10 託児サービスの提供について

知識等習得コース、実践的人材育成コース、母子家庭の母等の特性に応じた訓練コース、定住外国人向け職業訓練コース、帰国拉致被害者向け職業訓練コース、建設人材育成コース及び日本版デュアルシステムの受講生については、託児サービスを提供することができる。具体的な取扱いについては、別記のとおりとする。

第 11～第 22 (略)

第 23 託児サービスの実施について

(1) 託児サービスの利用対象者

次のいずれにも該当する者であること。

イ 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であつて、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者
なお、就学前の児童とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 4 条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次の①、②に分類されること。

① 乳児：満 1 歳に満たない者

② 幼児：満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合、受講生募集の際に周知すること。

ロ 能開施設の長又は知事が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

なお、託児サービス利用希望者は、託児サービス利用申込書（参考様式：別紙 9）を能開施設の長又は知事に提出することとするが、訓練の受講申込書と一緒に公共職業安定所において受理し能開施設の長又は知事へ取り次ぐことも可能であること。

(2) 託児サービスの内容

イ 託児サービスの提供内容（保育内容）

上記 (1) の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 177 号）を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

また、託児サービス提供内容については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

ロ 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

① 施設内託児サービス

委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

② 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。また、上記実施方法に加え、能開施設の長又は知事が委託により、託児サービスを提供することも可能とする。

この場合であっても、原則として受講生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

なお、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には受講生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮の上、その場所まで児童の送迎を行うなど、必要に応じて対応すること。

また、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

(3)・(4) (略)

(5) 託児サービスに係る委託費

託児サービスに係る委託費の単価は、個々の積み上げによる実費とし、児童1人1月当たり66,000円（外税）を上限とすること。

ただし、託児サービス委託費については、託児児童毎に支払われるものであり、第1章第9に規定する「1月当たりの訓練時間が100時間未満のものにあつては訓練時間の割合で按分すること」及び第1章第11(2)「委託費支払い基準」に規定する「あらかじめ定められた訓練時間」は適用しないこと。

なお、受講生が中途退所した場合、又は委託契約を解除した場合等、あらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合の取り扱いについては、第1章第11(4)に定める委託費の計算方法を準用すること。

また、事情により受講生が託児サービスの利用を中止した場合の取り扱いについては、訓練開始日から1か月ごとに算定し、当該1か月間の訓練が行われた日数が16日以上又は訓練が行われた時間が96時間以上である場合は1か月分の額とし、それに満たない場合の取り扱いについては、第1章第11に定める委託費の計算方法を準用すること。

(6) 託児サービスの利用料

託児サービスの利用料は無料とすること。

ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（受講生）の負担とすることができること。

また、保護者（受講生）の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

第24 実施状況報告及び調査

能開施設の長は、毎月及び訓練修了後、受講生ごとの出欠・能力習得状況、就職状況等について、委託先機関から速やかに報告を求めるとともに、必要と認めるときは、関係職員等（巡回就

職支援指導員等を含む。）をして訓練期間中の出欠状況確認等の調査を行わせること。

第 25・第 26 (略)

第 2 章 各訓練コースに関する事項 (知識等習得コース)

第 1・第 2 (略)

第 3 育児等との両立に配慮した再就職支援コースについて

(1) 目的

育児等によりキャリアを中断した女性等の経済的、社会的自立や活躍促進を支援するためには、就業に求められる十分な能力を身につける職業訓練の受講が効果的である。このため、育児等に従事する時間に配慮し、1 日あたりの訓練時間を通常よりも短く設定した訓練コースの設定を可能とするものとする。

(2) 訓練対象者

以下のイ及びロのいずれも満たす者

イ 育児等により、1 日あたりの職業訓練の受講時間に一定の配慮が必要と認められる者。

ロ 安定所に求職申込みを行っている者。

(3) 訓練時間

月あたり標準時間を 80 時間とする。 訓練期間は 6 ヶ月以内とする。

第 4・5 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-4-3 職業能力開発促進法施行規則 (昭和 44 年労働省令第 24 号) (抜粋)

(短期課程の訓練基準)

第 11 条 短期課程の普通職業訓練に係る法第 19 条第 1 項の厚生労働省令で定める事項は、次の各号に掲げるとおりとし、同項の厚生労働省令で定める基準は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一～三 (略)

四 訓練期間 6 月 (訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあつては、1 年) 以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 総訓練時間が 12 時間 (別表第 3 の訓練科の欄に掲げる訓練科に係る訓練にあつては、
10 時間) 以上 であること。

六 (略)

2・3 (略)

(注) 下線は当省が付した。

表 2-4-4 「施設内訓練に係る託児サービス付加事業の実施について」(平成 27 年 3 月 26 日付け能発 0326 第 3 号・能発 0326 第 4 号厚生労働省職業能力開発局長通達)(抜粋)

少子高齢化の進展に伴い、今後、人口の減少が見込まれる中、日本の成長を支えるためには、女性の労働市場への進出を含めた全員参加型の社会の実現が必要である。

また、近年、ものづくり分野における人材力の充実強化の観点から、女性の活躍推進があげられており、能力開発支援の充実が不可欠となっている。

こうしたものづくり分野における女性の活躍推進のためには、母子家庭の母等や出産等により一旦離職した女性が、経済的、社会的自立を目指し、安定した職業に就くために、就業に求められる十分な能力を身につける職業訓練を受けることが効果的であり、職業訓練の受講に対するニーズが今後一層高まるものと思われる。

このため、現在、都道府県の委託訓練において実施している託児サービス付加事業について、施設内訓練を受講する離職者にも提供できるよう、別添のとおり「施設内訓練に係る託児サービス付加事業実施要領」を定めたので、適切に実施いただくようお願いする。

なお、本通達については、別紙により各都道府県知事宛に通知したので、併せて申し添える。

(別紙)

(略)

(別添)

施設内訓練に係る託児サービス付加事業実施要領

1 実施主体

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(以下「機構」という。)及び都道府県が設置する公共職業能力開発施設(以下「能開施設」という。)が主体となって取り組むものとする。

2 託児サービス実施対象となる訓練コース

能開施設において実施される公共職業訓練のうち、離職者を対象とした短期課程の普通職業訓練について対象とできること。

3 託児サービスの実施について

(1) 託児サービスの利用対象者

次のいずれにも該当する者であること。

イ 就学前の児童の保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。)であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者
なお、就学前の児童とは、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 4 条において定める児童のうち、就学前の児童とし、次の①、②に分類されること。

① 乳児：満 1 歳に満たない者

② 幼児：満 1 歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

また、児童のうち、障害児等、特にケアが必要な児童についても、託児サービス提供機関において対応が可能な場合、受講生募集の際に周知すること。

ロ 能開施設の長又は知事が、利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

なお、託児サービス利用希望者は、託児サービス利用申込書（参考様式：別紙 1）を能開施設の長又は知事に提出することとするが、訓練の受講申込書と一緒に公共職業安定所を経由して能開施設の長又は知事へ取り次ぐことも可能であること。

(2) 託児サービスの内容

イ 託児サービスの提供内容（保育内容）

上記（1）の利用対象者に対し、訓練期間中及び休憩時間中に、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生労働省令第 63 号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第 177 号）を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供内容に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

また、託児サービス提供内容については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

ロ 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

① 施設内託児サービス

能開施設内において、委託により託児サービスを提供する。

② 施設外託児サービス

能開施設の訓練実施場所の施設外において、委託により託児サービスを提供する。

この場合において、原則として受講生自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要があること。

なお、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には受講生と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引き渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮の上、その場所まで児童の送迎を行うなど、必要に応じて対応すること。

また、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

(3)・(4) (略)

(5) 託児サービスに係る委託費

託児サービスに係る委託費の単価は、個々の積み上げによる実費とし、児童 1 人 1 月当たり 66,000 円（外税）を上限とすること。委託先への託児サービス委託費については、託児児童毎に支払われるものであること。

なお、受講生が中途退所した場合、事情により受講生が託児サービスの利用を中止した場合、

委託契約を解除した場合及びあらかじめ定められた訓練終了日より訓練が早期に終了した場合等の取り扱いについては、(7) に定める計算方法によること。

(6)・(7) (略)

(8) 託児サービスの利用料

託児サービスの利用料は無料とすること。

ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、保護者（受講生）の負担とすることができること。

また、保護者（受講生）の負担となる実費分については、訓練開始前までに必ず書面において受講生に周知すること。

(注) 下線は当省が付した。

表 2-4-5 求職者支援訓練の受講者に占める女性の割合等

(単位：人、%)

区分	基礎コース	実践コース	合計
女性	12,504 (76.0)	26,743 (69.4)	39,247 (71.4)
男性	3,955 (24.0)	11,801 (30.6)	15,756 (28.6)
合計	16,459 (100)	38,544 (100)	55,003 (100)

(注) 1 「求職者支援制度の今後のあり方について」（平成 27 年 9 月 8 日第 91 回労働政策審議会職業能力開発分科会資料）に基づき、当省が作成した。

2 平成 26 年 4 月開講コースから 27 年 3 月開講コースまでの数値である。

3 () 内は、割合を示す。

表 2-4-6 求職者支援訓練における女性受講者の子どもの有無の割合等

(単位：人、%)

区分	10代	20代	30代	40代	合計
子どもあり	8 (8.8)	245 (23.3)	585 (47.9)	615 (62.5)	1,453 (43.4)
子どもなし	83 (91.2)	808 (76.7)	637 (52.1)	369 (37.5)	1,897 (56.6)
合計	91 (100)	1,053 (100)	1,222 (100)	984 (100)	3,350 (100)

(注) 1 「求職者支援制度利用者調査－訓練前調査・訓練後調査・追跡調査の結果より」（平成 27 年 2 月 24 日第 13 回中央訓練協議会資料）及び厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

2 平成 24 年 9 月開講コースにおける数値である。

3 () 内は、割合を示す。

表 2-4-7 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号）（抜粋）

（法第 4 条第 1 項第三号の厚生労働省令で定める基準） 第 2 条 法第 4 条第 1 項第三号の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる事項について、当該各号に定めるとおりとする。 一～四 （略） 五 訓練期間 3 月以上 6 月以下の適切な期間であること。 六 訓練時間 1 月につき 100 時間以上であり、かつ、 <u>1 日につき原則として 5 時間以上 6 時間以下</u> であること。 七～十八 （略）	
--	--

（注）下線は当省が付した。

表 2-4-8 委託訓練における託児サービス付き訓練の実施状況

区分	平成 23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
実施都道府県	5 都道府県	7 都道府県	11 都道府県	10 都道府県
設定コース	69 コース	191 コース	181 コース	328 コース
託児定員	712 人	1,335 人	1,245 人	1,939 人
託児利用者	137 人	211 人	285 人	333 人
託児児童	157 人	225 人	302 人	362 人

（注）厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

表 2-4-9 福岡県の委託訓練における女性向けの短時間訓練の実施状況（平成 25 年度）

（単位：人、％）

区分	訓練の委託元の公共職業能力開発施設				合計
	県立福岡高等技術専門学校	県立戸畑高等技術専門学校	県立小竹高等技術専門学校	県立久留米高等技術専門学校	
訓練科	医療事務	パソコン初級	パソコン初級	パソコン初級	
定員（A）	20	20	20	20	80
応募者	56	30	20	20	126
受講者（B）	20	20	17	19	76
定員充足率（B/A）	100	100	85.0	95.0	95.0
中退者	1	1	1	3	6
うち就職のため（C）	1	0	1	1	3
修了者（D）	19	19	16	16	70
就職者（E）	16	10	13	12	51
就職率 （C+E）／（C+D）	85.0	52.6	82.4	76.5	74.0

（注）1 当省の調査結果による。

2 就職率は、平成 26 年 9 月末時点での実績である。